

## [事案 2024-83] 損害賠償請求

・令和7年5月12日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和元年6月に契約した2件の米ドル建養老保険について、以下の理由により、解約を申し出た令和3年6月以降の保険料とそれに対する米ドルの金利による利息相当額を損害賠償してほしい。

- (1)募集時に、募集人から、数年で既払込保険料が確保されるような説明を受けた。令和3年10月にも、30歳頃には既払込保険料と解約返戻金がほぼ同じ額になるという誤った説明をされた。
- (2)令和3年6月に、募集人に解約したい旨を伝えたと、保険料の支払いを停止して数年すれば元本が回復すると説得され、保険料の請求停止にとどめた。しかし、保険料の請求停止がされると、自動振替貸付が実行されるという説明はなかった。
- (3)年収300万円程度の独身女性に対して、保険料支払いが毎月4万円を超えるような勧誘は適合性の原則から外れるものである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、令和3年6月に申立人から解約希望の申出を受けた際には、解約、減額、払済保険への変更、保険料の請求停止、契約者貸付について説明をし、保険料の請求停止の場合には、自動振替貸付となり利息がかかることについて説明をした。申立人は、その説明を踏まえて、保険料の請求停止を選択した。
- (2)その後、申立人に対して解約請求書を送付したが、申立人は解約をしなかった。募集人が、「あと数年経てば元本が回復する」という説明をした事実はない。
- (3)募集人は、募集時にも、本契約の内容を適切に説明している。申立人は、以前に銀行に勤務しており、契約内容も理解していたもので、適合性の原則から外れるものではない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人の、契約を継続した場合に解約返戻金が既払込保険料を上回るのがいつになるのかとの質問に対し、募集人の「30歳頃」との回答は、誤った内容であるか、少なくとも適切ではない回答であった。当時、本契約の保険料は請求停止になっていたため、解約返戻金が既払込保険料を超えることはなく、誤解を生じる可能性が高い回答であったと言える。
- (2)申立人が6月と7月の保険料立替通知が来た理由を質問したところ、募集人は「6月で保

険料の請求は停止できている」と的外れな回答を行っている。募集人としては、この時点で、保険料の請求停止に伴い自動振替貸付となっており、利息が発生している状況であることを説明し、事後のフォローをするのが適切な対応であった。募集人自身も事情聴取において、フォローを密に出来ていなかったと認めている。

- (3) 本契約の保険料は、契約当時の為替レートで換算すると、月約4万円になり、これを約40年間支払う必要があったが、申立人は契約当時退職したばかりで定期的な収入はなく、貯金は契約当時300万円程度であったと述べており、申立人にとって適合性があったかという点にも疑問が残る。